

令和5年第5回大田区選挙管理委員会 臨時委員会 議事要旨

日時 令和5年5月25日（木）午前10時00分

場所 区役所本庁舎903会議室

議案審議

- 1 選挙人名簿登録の抹消について
公職選挙法第28条の規定に基づき、永久選挙人名簿から3,056名を抹消した。
- 2 選挙人名簿の登録について
公職選挙法第22条第3項の規定に基づき、永久選挙人名簿に4,635名を登録した。
- 3 地方自治法第74条第5項等の規定による数の告示について
地方自治法第74条第5項等の規定に基づく数の告示について決定した。
- 4 在外選挙人名簿登録の抹消について
公職選挙法第30条の11の規定に基づき、在外選挙人名簿から4名を抹消した。
- 5 在外選挙人名簿の登録について
公職選挙法第30条の6の規定に基づき、在外選挙人名簿に5名を登録した。
- 6 東京都議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
東京都議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第1条第1項の規定に基づき、令和5年6月4日執行の東京都議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所を定めた。
- 7 東京都議会議員補欠選挙における期日前投票所について
公職選挙法第48条の2第6項により準用される第39条及び同法第48条の2第6項により準用される同法第41条第1項の規定に基づき、東京都議会議員補欠選挙における期日前投票所を定めた。
- 8 東京都議会議員補欠選挙における投票所について

公職選挙法第 39 条及び第 41 条の規定に基づき、東京都議会議員補欠選挙における投票日当日投票所を定めた。

- 9 東京都議会議員補欠選挙における投票管理者等の選任変更について
期日前投票については、公職選挙法第 48 条の 2 で適用される同法第 37 条及び第 38 条の規定に基づき、当日投票については、公職選挙法第 37 条及び第 38 条の規定に基づき、投票管理者等を選任変更した。
- 10 東京都議会議員補欠選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任告示について
公職選挙法施行令第 25 条及び同令第 49 条の 7 により適用される同令第 25 条の規定に基づき、投票管理者及び同職務代理者を選任告示することを決定した。
- 11 東京都議会議員補欠選挙における外部立会人候補者の選定について
公職選挙法第 49 条第 10 項の規定により、外部立会人候補者を選定した。

報告事項

- 1 事前審査終了者について
東京都議会議員補欠選挙立候補届出事前審査終了者について確認した。
- 2 立候補届出の受付事務について
令和 5 年 5 月 26 日（金）に行う立候補届出受付の時間、場所、手順について確認した。
- 3 今後の日程について
今後の日程について確認した。